平成２２年（再ロ）第２３号

横浜市緑区三保町2431番地８

再生債務者　丸山　博之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月11日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第３号

愛媛県松山市富久町530番地21

再生債務者　野本　茂雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月11日　　松山地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２２号

埼玉県鴻巣市鎌塚1827番地１　マイキャッスル吹上602号

再生債務者　熊谷　優子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月11日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１７号

堺市堺区三宝町２丁130番地３

再生債務者　岡本　秀樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月７日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

宮崎県延岡市土々呂町５丁目2230番地69

再生債務者　界　　優香

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月６日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（再ロ）第８号

千葉県柏市南増尾１丁目20番１―322号

再生債務者　福尾　彰史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月７日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再ロ）第１６号

兵庫県三田市南が丘１丁目18番38号

再生債務者　廉　　政俊

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月７日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

北海道帯広市西20条南５丁目８番１号

フォーレスト101号

再生債務者　渡辺　廣志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月11日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再ロ）第８号

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎569番地

再生債務者　佐藤　直斗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月11日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４号

秋田県横手市大森町上溝字末野109番地40

再生債務者　高橋　美々

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月11日　秋田地方裁判所横手支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第２４号

横浜市港北区新吉田東８丁目11番18―601号

再生債務者　㟢西　信幸

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成23年１月11日

横浜地方裁判所第３民事部

会社公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十三年一月十二日に合併後の旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十九日

岩手県盛岡市中央通一丁目四番七号

（甲）社団法人岩手県建築士事務所協会

代表理事　村上　勝郎

岩手県盛岡市中央通一丁目四番七号

（乙）社団法人岩手県公共建築設計監理協会

代表理事　髙橋　敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載年月日　平成二十二年十二月二十八日

掲載頁　三十五頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年一月十九日

東京都渋谷区渋谷一丁目一一番一二号

（甲）日本緑茶センター株式会社

代表取締役　北島　勇

東京都新宿区高田馬場一丁目二六番一二号

（乙）有限会社茶語インターナショナル

代表取締役　池田　統

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十三年一月七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十九日

東京都千代田区外神田二丁目一五番一二号

（甲）財団法人都市緑化技術開発機構

理事　服部　明世

東京都文京区関口一丁目二三番六号

（乙）財団法人都市緑化基金

理事　百武　伸茂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙および丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙および丙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に書面により、その旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載年月日　平成二十二年六月四日

掲載頁　一一七号（号外第一一七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載年月日　平成二十二年六月四日

掲載頁　一一七号（号外第一一七号）

平成二十三年一月十九日

東京都中央区新川一丁目四番九号

（甲）トーソー株式会社

代表取締役社長　大槻　保人

東京都中央区日本橋人形町三丁目五番四号

（乙）トーソー産業資材株式会社

代表取締役社長　佐藤　和男

東京都台東区浅草橋一丁目一番八号

（丙）フジホーム株式会社

代表取締役社長　山岸　裕一